

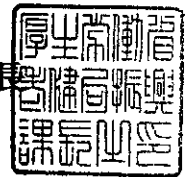
老計発第1225001号  
老振発第1225001号  
平成15年12月25日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」  
及び「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」の一部改正について

厚生労働省においては、「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」（平成15年9月19日閣議報告）を踏まえ、痴呆性高齢者グループホームの設置に関する用途地域規制の緩和について検討を行ってきたところであるが、今般、痴呆性高齢者グループホームの設置に関する用途地域規制を見直し、併せて関係通知の整理統合を行うため、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部を別紙1のとおり改正するとともに、「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」（平成13年3月12日老計発第13号）の一部を別紙2のとおり改正し、平成16年2月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等とその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。